

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった情報のうち、別表に掲げる部分について、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年7月8日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和元年度（2019年4月1日～2020年3月31日）に作成された以下の書面 ①被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面すべて ②①について取調べ監督者に通知した内容が記載された書面全て ③監督対象行為の有無の調査結果をまとめた書面（調査結果報告書）④奈良県警察本部長が奈良県公安委員会に報告した、被疑者取調べの監督の実施状況を報告した書面すべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月25日、実施機関は、本件開示請求の一部について、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年5月27日。〇〇警察署宛での照会文書（令和元年5月24日付け）を含む。）
- イ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年9月11日。弁護士作成に係る文書を含む。）
- ウ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年9月26日。弁護士作成に係る文書を含む。）
- エ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年10月21日。弁護士作成に係る文書を含む。）
- オ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年11月20日。弁護士作成に係る文書を含む。）
- カ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年1月20日。弁護士作成に係る文書を含む。）
- キ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月6日。便箋を含む。）
- ク 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月13日。弁護士作成に係る文書を含む。）

ケ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月16日。弁護人作成に係る文書を含む。）

コ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月19日。便箋を含む。）

（2）開示しない部分

ア （1）のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコのうち、決裁欄の印影の一部

イ （1）のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びコのうち、法律事務所の所在地（郵便番号を含む。）及び名称

ウ （1）のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク及びコのうち、法律事務所の電話番号

エ （1）のア、イ、エ、オ、カ及びクのうち、法律事務所のFAX番号

オ （1）のカのうち、法律事務所の事務担当者の姓

カ （1）のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びコのうち、弁護人の氏名

キ （1）のイ、エ、カ、ク及びケのうち、印影

ク （1）のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコのうち、被疑者の氏名

ケ （1）のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケのうち、「受理者」欄の氏名の一部

コ （1）のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコのうち、「申出者（相談者）」欄の一部及び「関係者」欄の一部

サ （1）のイ、ケ及びコのうち、「苦情・相談の要旨」欄の一部

シ （1）のウのうち、「処理年月日」欄の一部

ス （1）のイ、ウ、ク、ケ及びコのうち、「処理内容」欄の一部

セ （1）のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコのうち、「担当者」欄の一部

ソ （1）のイ、ウ及びクのうち、「指示事項」欄の一部及び「指示者」欄の一部

タ （1）のオ及びコのうち、「処理結果の概要」欄の一部

チ （1）のア、ウ、エ、オ、カ、キ及びクのうち、「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部

ツ （1）のカのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、「案件」の項の一部

テ （1）のオ及びクのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、担当捜査官の氏名

ト （1）のイ、ウ、エ、オ、カ、ク及びケのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、本文の一部

ナ （1）のイ及びウのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、資料

ニ （1）のアのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された 照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、発信者名の一部、発信者の印影、本文の一部並びに連絡先の一部

ヌ （1）のキ及びコのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された便箋

ネ （1）のア、イ、エ、オ、カ及びキのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された封筒

（3）開示しない理由

ア （2）のア

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

イ (2) のイ、ウ、エ、オ、カ、キ及びク

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

ウ (2) のケ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

エ (2) のコ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

オ (2) のサ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

カ (2) のシ

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

キ (2) のス

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第4号に該当

個別具体的な捜査及び取調べの状況に関する情報であって、公にすることにより、捜査及び取調べの着眼点及び手法が明らかになり、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ク (2) のセ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

ケ (2) のソ

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

苦情の取扱い、措置、処理経過等に関する情報であって、公にすることにより、事案の処理状況、措置判断、処理方針等が判明するなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

コ (2) のタ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

サ (2) のチ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

シ (2) のツ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

ス (2) のテ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

セ (2) のト

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ソ (2) のナ

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

タ (2) のニ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

チ (2) のヌ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

条例第7条第6号に該当

苦情の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、関係者との信頼

関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがあるなど、今後、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ツ (2) のネ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

3 審査請求

審査請求人は、令和2年11月26日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、「本件決定のうち、①苦情・相談等受理処理票のうち、「受理者」欄の氏名の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「処理年月日」欄の一部、「処理内容」欄の一部、「指示事項」欄の一部、「担当者欄」の一部、「指示者」の欄の一部、「処理結果の概要」欄の一部及び「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部 ②苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、本文の一部及び資料 ③苦情・相談等受理処理票に添付された照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、本文の一部 ④苦情・相談等受理処理票に添付された便箋を開示しないとの処分を取り消す」との裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象とはなっていない。

4 諮問

令和3年1月14日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件決定のうち、①苦情・相談等受理処理票のうち、「受理者」欄の氏名の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「処理年月日」欄の一部、「処理内容」欄の一部、「指示事項」欄の一部、「担当者欄」の一部、「指示者」の欄の一部、「処理結果の概要」欄の一部及び「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部 ②苦情・相談等受理処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、本文の一部及び資料 ③苦情・相談等受理処理票に添付された照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、本文の一部 ④苦情・相談等受理処理票に添付された便箋を開示しないとの処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 苦情制度の趣旨、特色

被疑者の取調べは、事案の真相解明に極めて重要な役割を果たしているとされる。しかし、行き過ぎた取調べに起因する無罪事件が後を絶たない。近年でも、富山事件（平成14年に発生した強姦等事件で服役を終えた後に真犯人が判明し、平成19年10月、元被告人に再審無罪判決が言い渡された事件）や志布志事件（平成15年施行の鹿児島県議会議員選挙にかかる公職選挙法違反事件で、平成19年2月、被告人全員に無罪判決が言い渡された事件）において、取調べ現場での不適正行為が問題となり、警察捜査に対する国民の信頼は大きく揺らいだ（平成20年1月警察庁発出「警察捜査における取調べ適正化指針」、以下「取調べ適正化指針」という）。

このような不適正な取調べに対する真摯な反省に基づき、平成20年、国家公安委員会は、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」（以下「取調べ適正化規則」という。）を制定した。

この取調べ適正化規則では、警察本部長が、被疑者取調べについての苦情等の事情から合理的に判断して、取調べに係る不適正行為につながるおそれがある類型的行為（以下「監督対象行為」という）が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときに監督対象行為の有無を調査させ、調査結果報告書を作成すると規定されている（取調べ適正化規則10条）。

イ 本件処理票の開示の重要性、必要性、許容性

この点、今回の行政文書開示請求に対して一部開示決定がなされた苦情・相談等受理処理票（以下「本件処理票」という。）は、警察職員が苦情を受理した際に作成する書面であり、「苦情・相談の要旨」欄（追加欄を含む）、「処理内容」欄、「指示事項」欄、「処理結果の概要」欄等が設けられている（奈良県警察苦情、相談等取扱要項（以下「苦情要綱」という。）12条、20条）。

そして、取調べ適正化規則により作成を義務づけられた調査結果報告書の記載が抽象的な内容であることからすれば、本件処理票の各記載欄を開示することではじめて、取調べ適正化規則が調査開始の要件とする「被疑者取調べについての苦情等の事情」や、「監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由」の有無、「監督対象行為の有無の調査」の内容が明らかになる。

したがって、警察組織が違法な取調べを根絶し、警察捜査に対する国民の信頼を取り戻すというのであれば（平成19年11月1日国家公安委員会決定取調べ適正化指針（以下「取調べ適正化指針」という。）参照）、本件処理票の各記載欄の内容を国民に対して可能な限り開示する必要がある。

他方、監督対象行為は、嫌疑の対象となる犯罪行為が既に終了した後の捜査側の行為であり、かつ国家公安委員会が限定的類型的に定めた行為であるから、このような情報を開示しても公益の安全等を害したり、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的危険性は存在しない。

以上のことからすれば、後述する不開示決定は（開示しない部分と開示しない理由の対応関係が必ずしも明確ではないが）、いずれも奈良県情報公開条例（以

下「条例」という。) 7条各号の非開示規定の解釈を誤ったものであり、同決定に基づく処分は違法であり、取り消されなければならない。

ウ 条例7条4号に該当することを理由とする不開示決定は違法である

(ア) 不開示理由の特定

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定する。

そして、本件不開示決定は、より具体的に、「個別具体的な捜査及び取調べの状況に関する情報」を「公にすることにより、捜査及び取調べの着眼点及び手法が明らかになり、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にする恐れがある」からと、不開示の理由を述べる。

(イ) 当該情報開示しても公益安全と秩序維持に具体的危険性はない

前記審査請求の趣旨のうち、①本件処理票の「苦情・相談の要旨」欄及び「苦情相談の要旨(追加)欄」の記載、及び同②ないし④の本件処理票に添付された文書の内容には、「個別具体的な捜査及び取調べの状況に関する情報」が含まれている。

しかし、一部開示された記載形式や内容を仔細に検討すれば、不開示となった「苦情・相談の要旨」欄及び「苦情相談の要旨(追加)欄」の内容は、本件処理票に添付された弁護人からの通知内容をそのまま引き写したものか、その要約であることが推察される。そして、このような弁護人からの通知は、ひとえに違法あるいは違法の疑いがある捜査の中止を求めるものである。したがって、その通知内容は、特定の取調べ行為が違法あるいは取調べ適正化規則にいう「監督対象行為」に該当するとの主張であることは疑いがない。

したがって、公にすることにより明らかになる情報は、違法捜査か不適正行為につながるおそれがある捜査の手法であり、そもそも「捜査及び取調べの着眼点及び手法」として認められていないものである。

また、このような捜査手法は、嫌疑の対象となる犯罪行為が既に終了した後の捜査側の行為であり、「犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にする恐れがある」内容でないことは明らかである。

以上のことからすれば、本件処理票の「苦情・相談の要旨」欄及び「苦情相談の要旨(追加)欄」の記載、及び同②ないし④の本件処理票に添付された文書の内容を開示しても、捜査に影響を与えるものではなく、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす」具体的危険性はない。

(ウ) 犯罪の防止にも公訴の維持にも影響を与えない

前述したとおり、被疑者取調べについての苦情は、嫌疑の対象となる犯罪行為が既に終了した後の捜査側の行為に基づくものであり、これを開示しても犯罪の防止に影響を与えない。

また、違法あるいは不適正行為による取調べにより得られた供述調書は、証拠能力や証明力を否定される。このような違法、不当な取調べに基づく公訴は、そもそも維持されるべきではない。

(エ) 不開示処分は実施機関の裁量権の範囲を超える

条例7条4号は、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定する。そして、このような規定の仕方から、情報の開示、不開示の判断には、高度の政策的判断を伴うとか、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要する特殊性がある等といった理由を付けて、実施機関の裁量権を広く認める傾向がある。

しかし、前述したように、被疑者取調べの苦情制度は、警察庁が示した「取調べ適正化指針」及びこれに基づいて国家公安委員会が制定した「取調べ適正化規則」により制度化された。にもかかわらず、富山事件、志布志事件以降も適正さが疑われる被疑者取調べが続発している。

そうであるならば、警察捜査に対する国民の信頼を回復する観点から、被疑者取調べの苦情という情報を可能な限り開示するという政策的判断はありえても、これを不開示とする政策的判断はありえない。仮に不開示を政策的判断の名の下に許容するというのであれば、実際の取調べ現場において、未だに不適切な取調べが横行していることを、実施機関が自認しているに等しい。

また、「監督対象行為」は、①身体への接触、②有形力の行使、③不安、困惑させるような言動、④一定の姿勢、動作の要求、⑤便宜供与、供与の申出、約束、⑥人の尊厳を著しく害する言動、といった単純な外形的・類型的な行為であり（取調べ適正化規則3条2号）、該当性判断にあたり犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要しない。

以上のことからすれば、公にすることにより、適正な捜査及び取調べの着眼点及び手法が明らかになるわけでもなく、また、犯罪の実行を容易にするおそれがある情報でもない被疑者取調べの情報を不開示とする判断に合理性はなく、実施機関の裁量権の範囲を超えるものであって違法かつ著しく不当である。

(オ) 結 論

したがって、①本件処理票の「苦情・相談の要旨」欄及び「苦情相談の要旨（追加）欄」の記載、及び同②ないし④の本件処理票に添付された文書について、条例7条4号に該当することを理由とする不開示決定は違法である。

エ 条例7条6号に該当することを理由とする不開示決定は違法である

(ア) 不開示理由の特定

条例7条6号は、「公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報を不開示情報と規定する。

そして、本件不開示決定は、

① 「苦情の受理内容に関する情報」を開示すると、「関係者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれがある」ことから、

② 「苦情の取扱い、措置、処理経過等に関する情報」を開示すると「事案の処理状況、措置判断、処理方針等が判明する」ことから、

今後、事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとして、これらの情報を不開示とした。

(イ) 苦情の受理内容を公開しても事務に支障をきたすおそれはない

前記審査請求の趣旨のうち、①本件処理票の「苦情・相談の要旨」欄、「受理者」欄の氏名の一部及び「苦情相談の要旨（追加）欄」の記載、及び同②ないし④の本件処理票に添付された文書の内容には、「苦情の受理内容に関する情報」が含まれている。

しかし、被疑者は、捜査の協力者ではない。このような被疑者に取調受忍義務があるとする捜査側と被疑者との間に、そもそも「信頼関係」を想定することはできない。仮に何らかの信頼関係があったとしても、本件処理票記載の各事案では被疑者が取調べに対して苦情を申し出ており、既に「信頼関係」は損なわれている。

しかも捜査官の取調べ中の行為が「監督対象行為」に該当するという苦情を、被疑者本人あるいはその弁護人が書面で捜査機関に提出する行為は、将来、公開の法廷で、捜査の違法・不当を争う姿勢を示すものである。そのような被疑者及びその関係者が、「公になることを懸念して、警察への苦情申出や詳細な申述をためらうおそれ」はない。

したがって、前記（ア）①の「苦情の受理内容に関する情報」を開示しても、実施機関が示すような信頼関係の毀損や警察への苦情や申述をためらうおそれはなく、事務の遂行に支障をきたすおそれはない。

（ウ）苦情処理情報の開示が適正な事務遂行に支障をきたすおそれはない

a 対象の特定と条例7条6号の解釈

前記審査請求の趣旨のうち、本件処理票の「受理者」欄の氏名の一部、「処理年月日」欄の一部、「処理内容」欄の一部、「指示事項」欄の一部、「担当者欄」の一部、「指示事項」欄の一部、「指示者」の欄の一部、「処理結果の概要」欄の一部に記載された情報には、「苦情の取扱い、措置、処理経過等に関する情報」が含まれている。

しかし、これらの情報を開示することが、今後の事務の「適正な遂行に支障をきたすおそれ」があるかどうかの判断については、実施機関に広範な裁量は与えられておらず（宇賀克也（現最高裁裁判官）新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕125～126頁参照）、客観的に判断されなければならない。

すなわち、事務の根拠となる規定・趣旨に照らし、開示がもたらす利益や公益的な開示の必要性も比較衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

b 処理判断過程が公開されてこそ事務の「適正な遂行」が期待できる

本件処理票は、苦情要綱の規定に従って作成されているが、同要綱には、担当者の職責（4～8条）及び処理手続（24～27条）が詳細に規定されている。また、取調べ適正化規則には、被疑者取調べの苦情に関する通知、調査に関する規定が置かれている（7条、10条）。

さらに、取調べ適正化指針には、監督対象行為がなされた可能性がある場合の調査方法として、「関係書類の閲覧、捜査主任官等からの報告聴取、取調べの外形的状況の確認、取調べ官等からの報告聴取、被疑者との面接等を

実施」することが示されている（同指針本文1（1）エ（イ））。

前述したとおり、取調べ適正化指針が示されこれに基づいて取調べ適正化規則が制定されたのは、不適正な取調べに対する警察組織の真摯な反省と、不適正な取調べにより大きく揺らいだ警察捜査に対する国民の信頼を回復するためである。そうであるならば、これら要綱・規則・指針に定められた詳細な手続に従って、どのように苦情が処理され苦情内容が判断されたのか、その調査・判断過程も含めた内容が、国民に対して可能な限り開示される必要性は高い。

また、調査・判断過程が公開されることで取調べを可視化することができ、これにより取調べの適正化が担保される。このことは基本的人権の保障の下での事案の真相解明という刑事司法手続の目的に資するものであり（刑事訴訟法1条参照）、その公益性は極めて高い。

したがって、苦情の取扱い、措置、処理経過等に関する情報が開示されてこそ、事務の「適正な遂行」が期待できる。

また、このように解しても、苦情の申出に対し、それぞれの担当者が要綱、規則に定められた職掌と手続に従い、指針に示された調査方法を用いて調査することに実質的な支障が生じる余地はない。

他方、実施機関の主張するような事案の処理状況、措置判断、処理方針が開示されないとするならば、警察が自ら実施した調査結果に対する信頼性に疑念が生じるおそれがあると言わざるを得ない。

（エ）結 論

したがって、前記審査請求の趣旨のうち、①本件処理票の「苦情・相談の要旨」欄、「受理者」欄の氏名の一部及び「苦情相談の要旨（追加）欄」の記載、及び同②ないし④の本件処理票に添付された文書の内容を不開示とした決定は、条例7条6号の解釈を誤った違法なものである。

また、前記審査請求の趣旨のうち、①本件処理票の「受理者」欄の氏名の一部、「処理年月日」欄の一部、「処理内容」欄の一部、「指示事項」欄の一部、「担当者欄」の一部、「指示事項」欄の一部、「指示者」の欄の一部、「処理結果の概要」欄の一部に記載された情報を不開示とした決定も、条例7条6号の解釈を誤った違法なものである。

オ 条例7条2号に該当することを理由とする不開示決定は違法である

なお、前記審査請求の趣旨のうち「受理者欄」「担当者欄」「指示者欄」の一部については、被疑者取調べに関する職務執行ではなく、警察に対する苦情の受理、処理という県警察の職員としての職務執行に係る情報に含まれる氏名と考えられる。そうであるならば、その性格上公益性が強く、これを開示しても当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるとはいえない。

したがって、これらの氏名を条例7条2号に基づいて不開示とした決定は、条例7条2号の解釈を誤った違法なものである。

（2）反論書

ア 条例第7条第2号該当性に関する反論

（ア）抽象的な弁明で足りるとする運用は情報公開制度の趣旨に反する

弁明書は、受理処理票の「苦情・相談の要旨」及び「苦情相談の要旨（追加）」の各欄、処理経過欄並びに「処理結果の概要」の不開示部分や受理処理票に添付された弁護人が作成した文書、照会文書及び便箋の不開示部分が、「特定の個人を識別することができる情報」（以下「個人識別情報」という）又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある情報」（以下「権利利益侵害情報」という）に該当すると主張する（弁明書6頁）。

しかし、そもそも弁明書は、受理処理票の各欄の記載や添付された文書・便箋の不開示部分のうち、どの部分が個人識別情報なのか権利利益侵害情報なのかについてすら言及していない。

また、個人識別情報該当性の理由について、弁明書は、「苦情申出者及被取扱者を識別することができる情報」であると述べるのみである。どのような項目の記載があるから特定の個人が識別できるのか、どのような他の情報と照合することで特定の個人が識別できるのかといった、条例や解釈運用基準の記述に対応した概略的な説明もなされていない。

さらに、権利利益侵害情報該当性の理由についても、弁明書は、「これらの者の苦情を申し出た背景やその内容、社会的評価や言動、行動等の心身の状況など、個人の人格と密接に関わる情報であって、個別具体的な実体験に基づく個人の名誉等に関するもの」という概括的な記載にとどまる。

思うに、条例第8条2項が、第7条第2号に該当する情報であっても、特定の個人が識別できる記述等の部分を除いた部分開示を認めていることからすれば、第7条第2号を理由とする不開示の理由の説明は、部分開示の可能性が判断できる程度に具体的でなければならない。

したがって、審査庁の抽象的な弁明がまかり通ってしまう運用は、情報公開の制度趣旨に反するものであり許されない。

(イ) 取調べの苦情に関する情報は部分開示されるべき

- a 審査請求書でも述べたとおり、受理処理票の「苦情・相談の要旨」欄及び「苦情相談の要旨（追加）」欄の不開示部分や受理処理票に添付された弁護人が作成した文書、照会文書及び便箋の不開示部分の内容は、取調官が被疑者に対して「監督対象行為」を行ったという内容である（審査請求書3～4頁）。

この「監督対象行為」は、富山事件や志布志事件に対する深い反省を踏まえて、取調べに係る不適正行為につながるおそれがある行為として、①身体への接触、②有形力の行使、③不安、困惑させるような言動、④一定の姿勢、動作の要求、⑤便宜供与、供与の申出、約束、⑥人の尊厳を著しく害する言動の6つの外形的・類型的行為を、警察庁自身が指針として示し、これに基づいて国家公安委員会が定めたものである。

この点、権利利益侵害情報は、著作物で名前のわからない者がある場合の著作者の人格権、著作権の侵害といった、ある特殊な限定的な場面で機能するものと考えられていた（平成10年5月27日衆議院内閣委員会議事録13頁、参考資料1）。

また、権利利益侵害情報に該当するとして不開示となった裁判例、審決例をみると、障害の種類、程度（東京高判平成15.10.29）、体罰に関する「加害」教員の反省・謝罪、被害児童生徒の体罰後の心身の状況（神戸

地裁平成22.9.14)、患者の副作用症状、治療内容等(情報公開審査会平成15.8.8平成15年度答申234)といった、通常他人に知られたいと認められる情報があげている。

しかし、本件で問題となる「監督対象行為」は、公にしなければ憲法上、刑訴法上保障されている被疑者の権利利益が侵害されるおそれがある行為である。公にされなければ、警察における取調べの多くが未だ録音録画されていない現状においては、取調べ室の密室の中で行われる違法な取調べや取調べに係る不適正行為が是正されることはない。

しかも、取調官による「監督対象行為」があったとの主張は、申出者個人あるいはその弁護人が申出者の同意を得て、苦情処理機関に対してなされているのであるから、当該主張に関する情報については、申出者本人が他人に知られたいと考えている内容とはいえない(この点で「苦情申出者および被取扱者は、これらを公にされないことを期待しているものと考えられる」との答弁書8頁の記載は、被疑者に対する「監督対象行為」には当てはまらない)。したがって、申出者自身が自らのコントロール下で流通させている情報と評価できる。また、「監督対象行為」は外形的、類型的行為であり、そもそも個人の人格と具体的に結びつくものとはいえない。

したがって、申出者、関係者欄の記述と重複する部分、すなわち、受理処理票の申出者欄(申出者が弁護士である場合を除く)及び関係者欄に記載された住所、氏名、生年月日、職業、電話、携帯の記述を除けば、特定の個人を識別することができなくなるのであるから、上記記述を除いた部分を開示すべきである。

- b なお、個人識別性については、「他の情報」と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合を含むとされているところ、解釈運用基準では、「他の情報」の内容について、「当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているまたは入手可能であると通常考えられる情報も含まれる」と記載されている。

しかし、「近親者」のうち、同居の親族に代表されるような一般にプライバシーを放棄しているような関係にある者についてまで、その入手可能な情報を含むと考えるのは、あまりに不開示情報の範囲が広がりすぎることとなり妥当ではない。したがって、家族・親族等のみが有する情報との照合の必要性はない(同様の趣旨を述べるものとして、宇賀克也 新・情報公開法の逐条解説[第8版]79頁参照)。個別情報識別性に関する判断に際しては、この点について十分留意されたい。

イ 条例第7条第6号該当性について

弁明書は、「苦情の申出の内容やその受理から処理に至る経過に関する情報までも公にした場合、処分庁と苦情申出者および被取扱者との信頼関係が損なわれることになり、今後、処分庁に対し被疑者取調べに関する苦情の申出を行おうとする者が、自己の行動および具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことをちゅうちょするなど、苦情が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になるおそれがある」として、条例第7条第6号に該当すると主張する。

確かに、警察に寄せられる苦情、相談のうち、犯罪被害者からの相談や窓口対

応・生活安全に関する相談、苦情であれば、自己の行動および具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことをちゅうちょすることがあるかもしれない。

しかし、本件のような被疑者からの取調べに関する苦情申出について、この論理は妥当しない。すなわち、既に審査請求書でも指摘したとおり、被疑者に取調受忍義務があるとする捜査側との間に、そもそも信頼関係を想定することはできない（警察のいう「信頼関係」がそもそも冤罪を生む温床になっていることは、浜田寿美男奈良女子大学名誉教授の研究に詳しい、参考資料2）。仮に警察のいう「信頼関係」があったという前提に立っても、被疑者が取調べに対して苦情を申し述べている時点では、既に取調官との「信頼関係」は損なわれている。そして密室で生じた「信頼関係」の毀損は、同じ警察組織に属する苦情処理部門にも向けられていると考えるのが合理的である。

そうであるならば、被疑者と苦情処理部門との信頼関係は、苦情内容とその処理の過程を密室ではなく開示することにより醸成されるものではなかろうか。少なくとも取調べに係る不適正行為につながるおそれがある6つの外形的・類型的行為である「監督対象行為」の主張を開示しても、これにより苦情の申出を行うことをちゅうちょするなど、苦情が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になる具体的危険性は存在しない。

したがって、条例第7条第6号該当性はなく処分庁の弁明に理由はない。

ウ 他の警察における情報公開の状況

なお、弁明書の根拠がいかに薄弱であるかの参考資料として、秋田県警察本部に対する同種文書に関する情報公開請求の結果を添付する（参考資料3）。本件情報公開請求の結果と比較検討されたい。

エ 申出人が弁護人の場合の氏名、住所、電話、携帯の部分開示

(ア) 申出人が弁護人の場合、弁護人は、憲法上、刑訴法上保障されている被疑者の権利を擁護する活動を行なっている。被疑者から取調べに対する不満の申告を受けた場合に、被疑者取調べを担当する警察官の所属する警察署長等に対し、内容証明郵便等で、被疑者取調べの問題点を指摘して抗議することは、被疑者の権利を擁護する弁護人の職責に基づく活動である。

そのため弁護人の職責に基づく活動について弁護人の住所、氏名、電話、携帯等、当該弁護人を特定する情報が開示されても、弁護人の権利利益を害することはない。また、弁護人には担当した事件に関する守秘義務が課せられており、被疑者の個人情報、被疑者の同意なく第三者に対して開示することは禁じられている。したがって、このような弁護人の個人情報が開示されても、被疑者の個人識別情報がされるわけではない。

したがって、本書面において、申出者が弁護人の場合の、弁護人の氏名、住所、電話、携帯の部分開示を求める。

(イ) なお、本件審査請求の追加について審査請求期間の経過を理由として却下される場合は、改めて本件処分に限った内容の開示請求および不開示の場合には審査請求を行うことになるが、ほぼ同一事案の項目に関する審査請求であるから、審査会の資源の有効活用の観点からも、追加して審査いただくのが適切かつ合理的であると考えられる。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定の理由

(1) 被疑者取調べ監督制度について

平成19年に取調べの在り方が問われる無罪判決が相次いだことを受け止め、警察庁は、取調べの適正化のために取り組むべき施策として、警察捜査における取調べ適正化指針を取りまとめた。その柱の一つである取調べに対する監督の強化に関し、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）が制定され、被疑者取調べ監督制度が導入された。適正化規則は、平成21年4月に施行され、制度の運用が開始されている。

被疑者取調べ監督制度は、捜査部門以外の部門に取調べを監督させ、監督対象行為（取調べに係る不適正行為につながるおそれがある客観的で外形上明白な行為として典型的に規定されたものをいう。）の有無を確認させることにより、警察内部のチェック機能を発揮して不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものである。警察署においては、管理部門である警務課の課長職をしている警部の階級にある警察官を取調べ監督官に指定し、被疑者取調べ状況の確認を中心に、被疑者取調べに関する苦情の申出への対応、これに伴う調査の実施等により、監督対象行為の有無のチェックを行っている。

(2) 被疑者取調べに関する苦情の取扱いについて

奈良県警察被疑者取調べ適正化のための監督に関する事務取扱要領の制定について（平成21年3月例規第7号。以下「適正化例規」という。）別記第6の1の（1）は、警察職員は、被疑者又は弁護人等から被疑者取調べに関する苦情の申出を受けたときは、適正化例規別記第6（被疑者取調べに関する苦情等の取扱い）及び奈良県警察苦情、相談等取扱要綱（平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号。以下「要綱」という。）第3章（職務執行に関する苦情の取扱い）に定めるところにより取り扱うものとする旨規定している。職務執行に関する苦情については、要綱第3条第3号において、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をし、若しくはなすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満と定義されている。

要綱第3章第2節は、職務執行に関する苦情の取扱いのうち、警察あてのものについて定めている。処分庁の職員は、要綱第25条第1項の規定から、警察あての職務執行に関する苦情の申出を受理することとなり、当該苦情の申出を受理した場合は、要綱第12条の規定に基づき、苦情・相談等受理処理票（以下「受理処理票」という。）を作成しなければならない。

本件においても、弁護人及び被疑者（以下「苦情申出者及び被取扱者」という。）の文書による被疑者取調べに関する苦情の申出が、処分庁の職員により、警察あての職務執行に関する苦情の申出として受理され、受理処理票が作成されている。

(3) 本件行政文書について

適正化規則第7条は、警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官にその旨及びその内容を通知しなければならない旨規定している。

これを受け、適正化例規別記第6の2は、取調べ監督官への通知は、被疑者取調べに関する苦情の申出を受理した所属の長が、受理処理票の写しを送付して行うものとする旨規定している。

また、要綱第25条第1項は、所属長は、所属の職員から警察あての職務執行に関する苦情の申出の受理の報告を受けたときは、受理処理票の写しにより、速やかに運用責任者（県民サービス課長）を経て本部長に報告しなければならない旨規定している。

本件行政文書は、上記(2)において作成し、又は取得された、苦情申出者及び被取扱者の被疑者取調べに関する苦情の申出の内容が記載された文書並びに当該苦情の申出の受理に伴う受理処理票の写しであって、取調べ監督官に対する送付と並行して、県民サービス課長を経て本部長に報告されたものである。

(4) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。一方、ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

本件不開示情報はいずれも、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は個人の人格と密接に関わる情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであると判断される。これらの情報のうち、警察職員の個人に関する情報と苦情申出者及び被取扱者の個人に関する情報とを、以下区別して説明する。

ア 警察職員の個人に関する情報について

警察職員の氏名は、それ自体で特定の個人を識別することができる情報であるので、条例第7条第2号本文に該当する。

そして、処分庁においては、警察職員の氏名について、警部以上の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名のみを慣行として公にしているが、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名は、慣行として公にしていないことから条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、その内容及び性質からイ、ウにも該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

イ 苦情申出者及び被取扱者の個人に関する情報について

受理処理票の「苦情・相談の要旨」及び「苦情相談の要旨（追加）」の各欄、「処理経過」欄（「処理年月日」、「処理内容」、「担当者」、「指示事項」及び「指示者」の各欄によって構成されている。）並びに「処理結果の概要」欄の不開示部分や受理処理票に添付された弁護人が作成した文書、照会文書及び便箋の不開示部分には、苦情の申出の受理から処理に至る経過に関する情報が記録されているとともに、苦情申出者及び被取扱者（これらの者の行為に関与した者を含む。）を識別することができる情報又はこれらの者の苦情を申し出た背景やその内容、社会的評価や言動、行動等の心身の状況など、個人の人格と密接に関わる情報であって、個別具体的な実体験に基づく個人の名誉等に関するものが克明に記載されている。

これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であるので、条例第7条第2号本文に該当し、その内容及び性質からただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

（5）条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報とする旨規定している。

受理処理票（受理日 令和2年3月19日。便箋を含む。）の処理年月日令和2年3月19日に係る「処理内容」欄の不開示部分には、苦情の申出の対象となった特定事件の捜査の状況に関する情報が記載されている。当該情報は、公にすることにより、特定事件の捜査過程における捜査の着眼点及び手法が明らかになり、その結果、今後の捜査活動等が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがあると認められるので、条例第7条第4号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

（6）条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

ア 条例第7条第6号前段について

本件行政文書は、処分庁の職員が苦情申出者及び被取扱者の被疑者取調べに関する苦情の申出に対応するために作成し、又は取得した文書の写しであり、記載された情報は、処分庁の事務に関する情報であるので、条例第7条第6号前段に該当する。

イ 条例第7条第6号後段について

警察職員の氏名を除く本件不開示情報はいずれも、苦情申出者及び被取扱者の

個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は個人の人格と密接に関わる情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであると判断される。これらの情報は、特定の個人が受けた取調べに対する何らかの不利益、不平不満等に関するものであり、苦情申出者及び被取扱者は、これらを公にされないことを期待しているものと考えられる。

一般に、苦情申出制度において、苦情の申出を正確に把握し、適正に処理するためには、処分庁と申出者との相互の信頼関係が存在してこそ、その実現が可能となるものである。本件において、苦情申出者及び被取扱者が公にされないことを期待しているものと考えられるような苦情の申出の内容やその受理から処理に至る経過に関する情報までも公にした場合、処分庁と苦情申出者及び被取扱者との信頼関係が損なわれることとなり、今後、処分庁に対し被疑者取調べに関する苦情の申出を行おうとする者が、自己の行動及び具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことをちゅうちょするなど、苦情が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になるおそれがあるので、条例第7条第6号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、被疑者取調べに関する苦情の申出に伴う調査・判断過程が公開されることで取調べを可視化することができ、これにより取調べの適正化が担保されるなどと主張するが、警察職員の氏名を除く本件不示情報を公にする公益上の必要性和条例第7条第6号の規定により保護する利益とを比較衡量したとしても、公にすることに保護する利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

2 結語

以上のとおり、処分庁が行った本件決定は、妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関は、県民等から実施機関に対する要望、意見、苦情、感謝、激励、情報提供、犯罪等による被害の未然防止に関する相談及び警察職員の職務執行に関する苦情の申出等（以下「苦情、相談等」という。）を受理している。実施機関が苦情、相談等を受理した場合は、奈良県警察苦情、相談等取扱要綱（平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号。以下「要綱」という。）第12条に基づき、実施機関の職員は、苦情・相談等受理処理票を作成しなければならない。

本件行政文書は、相談等に係る苦情・相談等受理処理票、苦情・相談等受理処理票に添付された管轄警察署宛での照会文書、弁護士が作成した文書、申立人本人が記載した便箋及び封筒である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票のうち、決裁欄の印影の一部、法律事務所の所在地（郵便番号を含む。）、名称、電話番号、FAX番号及び事務担当者の姓、弁護人の氏名及び印影並びに被疑者の氏名について、条例第7条第2号に該当するとして、「受理者」欄の氏名の一部、「申出者（相談者）」欄の一部、「関係者」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「処理年月日」欄の一部、「処理内容」欄の一部、「指示事項」欄の一部、「担当者」欄の一部、「指示者」欄の一部、「処理結果の概要」欄の一部、「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部及び苦情・相談等受理処理票に添付された封筒について、条例第7条第2号、同条第4号及び同条第6号に該当するとして不開示にしている。また、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護士が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、担当捜査官の氏名、本文の一部及び資料、苦情・相談等受理処理票に添付された照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、発信者名の一部、発信者の印影、本文の一部及び連絡先の一部並びに苦情・相談等受理処理票に添付された便箋及び封筒について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示にしている。これらに対し、審査請求人は、苦情・相談等受理処理票のうち、「受理者」欄の氏名の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「処理年月日」欄の一部、「処理内容」欄の一部、「指示事項」欄の一部、「担当者」欄の一部、「指示者」欄の一部、「処理結果の概要」欄の一部、「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部、苦情・相談等受理処理票に添付された弁護士が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、本文の一部及び資料、苦情・相談等受理処理票に添付された照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、本文の一部及び苦情・相談等受理処理票に添付された便箋の開示を求めている。

(2) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、

なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とする旨規定している。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかで

ある。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

イ 苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、②「処理年月日」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、④「指示事項」欄の一部、⑤「指示者」欄の一部、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、②「処理年月日」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、④「指示事項」欄の一部、⑤「指示者」欄の一部、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、条例第7条第2号及び同条第6号に掲げる情報に該当する旨主張している。

これらのうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、当審査会が見分したところ、苦情申出者及び被取扱者の苦情を申し出た背景やその内容に関する情報であって、特定の個人に関する情報ではあるが、全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。

以上のことから、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、別表に掲げる部分を除いた部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

また、諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、②「処理年月日」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、④「指示事項」欄の一部、⑤「指示者」欄の一部、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、条例第7条第6号に該当する旨主

張している。

一般的に、苦情申出制度は、苦情の申出を正確に把握し、適正に処理するため、受理者と申出者との相互の信頼関係のもと運用されており、内容が公にされないことを期待して苦情の申出を行うものである。苦情内容を公にした場合、苦情受理者と苦情申出者の信頼関係が損なわれることとなり、苦情の申出を行おうとする者が、自己の行動及び具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことをちゅうちょすると考えられる。

しかしながら、取り調べにおいて、被疑者と警察との信頼関係の存在を想定することはできず、被疑者本人が苦情の申出者である場合、苦情申出者を特定できない範囲で苦情内容を開示されたとしても、今後、実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

また、弁護士は、弁護士業務として、警察に対する被疑者取調べに関する苦情の申出を今後も当然行うものと考えられ、そもそも実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票のうち、①「苦情・相談の要旨」欄の一部、②「処理年月日」欄の一部、③「処理内容」欄の一部（受理日令和2年3月16日及び令和2年3月19日分を除く。）、④「指示事項」欄の一部、⑤「指示者」欄の一部、⑥「処理結果の概要」欄の一部及び⑦「苦情相談の要旨（追加）」欄の一部について、別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

ウ 苦情・相談等受理処理票のうち、受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票のうち、受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部について、条例第7条第4号に該当する旨主張している。

条例第7条第4号は、同号に係る情報の開示・不開示の判断については、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の1次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審査するのが適当であると定めたものである。

諮問実施機関は、受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部は、苦情の申出の対象となった特定事件の捜査の状況に関する情報であって、公にすることにより、特定事件の捜査過程における捜査の着眼点及び手法が明らかになり、その結果、今後の捜査活動等が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがあると主張している。

受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部について、当審査会において見分したところ、当該事件の具体的な捜査内容に係る記述であり、公にすることにより、捜査に係る着眼点や手法が明らかになり、今後の捜査活動等に支障が生じる可能性がないとはいえず、諮問実施機関の説明に合理性がないとはいえない。したがって、当該記述は公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

以上のことから、受理日令和2年3月19日の「処理内容」欄の一部は、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当する。

エ 苦情・相談等受処理票に添付された弁護人が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、本文の一部及び資料

諮問実施機関は、弁護人が作成した文書のうち、「案件」の項の一部、本文の一部及び資料について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当する旨主張している。

これらのうち、「案件」の項の一部について、当審査会が見分したところ、交通事故の発生日月日であって、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

交通事故の発生日月日は、慣行として公にされていないため、同号ただし書に該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、交通事故の発生日月日は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

また、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、特定の個人に関する情報ではあるが、全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。また、苦情、相談等の申出者等を特定できない範囲で開示する限り、当該申出者等の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

以上のことから、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

さらに、諮問実施機関は、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

一般的に、苦情申出制度は、苦情の申出を正確に把握し、適正に処理するため、受理者と申出者との相互の信頼関係のもと運用されており、内容が公にされないことを期待して苦情の申出を行うものである。苦情内容を公にした場合、苦情受理者と苦情申出者の信頼関係が損なわれることとなり、苦情の申出を行うおうとする者が、自己の行動及び具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことをちゅうちょすると考えられる。

しかしながら、取り調べにおいて、被疑者と警察との信頼関係の存在を想定することはできず、被疑者本人が苦情の申出者である場合、苦情申出者を特定できない範囲で苦情内容を開示されたとしても、今後、実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

また、弁護士は、弁護士業務として、警察に対する被疑者取調べに関する苦情の申出を今後も当然行うものと考えられ、そもそも実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

以上のことから、弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

弁護人が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、別表に掲げる部分を除いた部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされてい

る又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、弁護士が作成した文書のうち、本文の一部及び資料について、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号妥当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

オ 苦情・相談等受理処理票に添付された照会文書のうち、照会に係る事件名及び事件番号、本文の一部について

諮問実施機関は、照会文書のうち、事件名及び事件番号、本文の一部について、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらのうち、事件名及び事件番号については、事件名と事件番号が相まって当該事件を特定することができることと認められることから、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

照会文書のうち、事件名及び事件番号は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、照会に係る事件名及び事件番号は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、照会文書のうち、事件名及び事件番号は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号妥当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

照会文書のうち、本文の一部について、当審査会が見分したところ、特定の個人に関する情報ではあるが、全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。また、苦情、相談等の申出者等を特定できない範囲で開示する限り、当該申出者等の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

以上のことから、照会文書のうち、事件名及び事件番号、本文の一部について別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

また、諮問実施機関は、照会文書のうち、本文の一部について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

一般的に、苦情申出制度は、苦情の申出を正確に把握し、適正に処理するため、受理者と申出者との相互の信頼関係のもと運用されており、内容が公にされないことを期待して苦情の申出を行うものである。苦情内容を公にした場合、苦情受理者と苦情申出者の信頼関係が損なわれることとなり、苦情の申出を行おうとする者が、自己の行動及び具体的な主張などが公にされることを懸念して、苦情の申出を行うことをちゅうちょすると考えられる。

しかしながら、取り調べにおいて、被疑者と警察との信頼関係の存在を想定することはできず、被疑者本人が苦情の申出者である場合、苦情申出者を特定できない範囲で苦情内容を開示されたとしても、今後、実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

また、弁護士は、弁護士業務として、警察に対する被疑者取調べに関する苦

情の申出を今後も当然行うものと考えられ、そもそも実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

以上のことから、照会文書のうち、本文の一部について別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

カ 苦情・相談等受理処理票に添付された便箋について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票に添付された便箋について、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらのうち、苦情・相談等受理処理票に添付された便箋について、当審査会が見分したところ、申し立てた本人が記載したものであり、苦情、相談等の申出者等の苦情を申し出た背景、社会的評価や言動、行動等の状況など、個人の人格と密接に関わる情報であって、個別具体的な実体験に基づく個人の名誉等に関するものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票に添付された便箋について、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 表)

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
ア 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年5月27日。〇〇警察署宛での照会文書（令和元年5月24日付け）を含む。）	4 ページ	「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、1行目41文字目から43文字目まで、1行目52文字目から55文字目まで、2行目から3行目まで全て、5行目から6行目まで全て、7行目1文字目、7行目12文字目から15文字目まで、8行目から16行目まで全て、17行目1文字目、17行目12文字目から15文字目まで、18行目から22行目まで全て、23行目1文字目、23行目13文字目から16文字目まで、24行目全て、25行目1文字目、25行目13文字目から16文字目まで、26行目から29行目まで全て及び31行目から32行目まで全て
	6 ページ	本文のうち、1行目1文字目から2文字目まで、1行目11文字目から37文字目まで、2行目から4行目まで全て、6行目から8行目まで全て、9行目1文字目、9行目12文字目から15文字目まで及び10行目から20行目まで全て
	7 ページ	本文のうち、1行目から3行目まで全て、4行目1文字目、4行目12文字目から15文字目まで、5行目から11行目まで全て、12行目1文字目、12行目13文字目から16文字目まで、13行目から14行目まで全て、15行目1文字目、15行目13文字目から16文字目まで、16行目から21行目まで全て及び23行目から24行目まで全て
イ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年9月11日。弁護士作成に係る文書を含む。）	2 ページ	「苦情・相談の要旨」欄のうち、3行目12文字目から23文字目まで、3行目32文字目から33文字目まで、3行目38文字目から43文字目まで、3行目48文字目から53文字目まで、6行目33文字目から44文字目まで、6行目51文字目から59文字目まで、7行目1文字目から8文字目まで、7行目19文字目から35文字目まで、7行目43文字目から63文字目まで

	目まで、8行目1文字目から16文字目まで、8行目22文字目から48文字目まで及び9行目から10行目まで全て
3ページ	「処理内容」欄のうち、1行目から9行目まで全て 「指示事項」欄及び「指示者」欄全て
5ページ	「処理内容」欄のうち、13行目全て、14行目1文字目から10文字目まで、14行目20文字目から21文字目まで、14行目26文字目から31文字目まで、20行目全て、21行目1文字目から23文字目まで、21行目29文字目から33文字目まで、22行目1文字目から14文字目まで、22行目20文字目から33文字目まで、23行目全て及び25行目から28行目まで全て
6ページ	「処理内容」欄のうち、1行目から6行目まで全て 「指示事項」欄及び「指示者」欄全て
7ページ	本文のうち、5行目8文字目から19文字目まで
8ページ	本文のうち、1行目2文字目から18文字目まで、2行目3文字目から19文字目まで、3行目全て、4行目1文字目から11文字目まで、4行目17文字目から26文字目まで、5行目全て及び8行目から10行目まで全て
9ページから10ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（10ページ最上段の欄を除く）の記述及び10ページ3段目の欄の記述を除く）以外及び10ページ最上段の欄のチェックボックス以外
11ページから12ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（12ページ最上段の欄を除く）の記述を除く）以外及び12ページ最上段の欄のチェックボックス以外
15ページ	本文のうち、3行目16文字目から26文

	ジ	字目まで、4行目全て、5行目1文字目から11文字目まで及び5行目17文字目から26文字目まで
	16ページ	本文のうち、1行目1文字目から9文字目まで、1行目15文字目から26文字目まで及び2行目から8行目まで全て
	17ページから18ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（18ページ最上段の欄を除く）の記述を除く）以外及び18ページ最上段の欄のチェックボックス以外
	22ページ	「処理内容」欄のうち、9行目3文字目から14文字目まで、9行目24文字目から25文字目まで、9行目30文字目から32文字目まで、10行目全て、14行目32文字目、15行目から16行目まで全て、18行目から21行目まで全て及び23行目から29行目まで全て 「指示事項」欄及び「指示者」欄全て
	23ページ	本文のうち、3行目10文字目から26文字目まで及び4行目から5行目まで全て
	24ページ	本文のうち、1行目から5行目まで全て
	25ページから26ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（26ページ最上段の欄を除く）の記述を除く）以外及び26ページ最上段の欄のチェックボックス以外
ウ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年9月26日。弁護士作成に係る文書を含む。）	3ページ	「処理内容」欄のうち、6行目全て、7行目1文字目から12文字目まで、8行目7文字目から15文字目まで、8行目18文字目から29文字目まで、9行目から10行目まで全て、11行目1文字目から7文字目まで、11行目10文字目から14文字目まで、11行目16文字目から26文字目まで及び12行目から13行目まで全て 「処理年月日」欄、「指示事項」欄及び「指示者」欄全て

	5 ページ	「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、13行目40文字目から50文字目まで、14行目から16行目まで全て、18行目2文字目から18文字目まで、18行目28文字目から52文字目まで及び19行目から26行目まで全て
	6 ページ	本文のうち、6行目から9行目まで全て、11行目2文字目から18文字目まで、11行目28文字目から33文字目まで及び12行目から17行目まで全て
	7 ページ	本文のうち、1行目から6行目まで全て
	8 ページ	資料のうち、自署（チェックボックス（右ページ最上段の欄を除く）の記述及び警察署名に係る記述を除く）以外及び右ページ最上段の欄のチェックボックス以外
エ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年10月21日。弁護士作成に係る文書を含む。）	4 ページ	「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、7行目全て、8行目35文字目から54文字目まで、9行目から11行目まで全て、12行目7文字目から54文字目まで、13行目から14行目まで全て、15行目4文字目から15文字目まで、15行目26文字目から56文字目まで、16行目から23行目まで全て及び25行目から50行目まで全て
	5 ページ	本文のうち、10行目から11行目まで全て
	6 ページ	本文のうち、1行目から8行目まで全て、9行目8文字目から20文字目まで、10行目から13行目まで全て、16行目から17行目まで全て、18行目4文字目から14文字目まで及び19行目6文字目から20文字目まで
	7 ページ	本文のうち、1行目から20行目まで全て
	8 ページ	本文のうち、1行目全て、6行目から9行目まで全て及び11行目から17行目まで全て

	9 ページ	本文のうち、1 行目から20 行目まで全て
	10 ページ	本文のうち、1 行目から20 行目まで全て
	11 ページ	本文のうち、1 行目から8 行目まで全て
オ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和元年11 月20 日。弁護士作成に係る文書を含む。）	3 ページ	「処理結果の概要」欄全て
	4 ページ	「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、1 2 行目全て、15 行目15 文字目から33 文字目まで、15 行目40 文字目から52 文字目まで、16 行目1 文字目から9 文字目まで、16 行目16 文字目から25 文字目まで、16 行目32 文字目から39 文字目まで、17 行目8 文字目から23 文字目まで、17 行目32 文字目から47 文字目まで、18 行目18 文字目から53 文字目まで、19 行目1 文字目から7 文字目まで、19 行目27 文字目から53 文字目まで、20 行目1 文字目から22 文字目まで、20 行目34 文字目から51 文字目まで、21 行目から24 行目まで全て、25 行目16 文字目から38 文字目まで、26 行目14 文字目から43 文字目まで、27 行目2 文字目から12 文字目まで、27 行目18 文字目から49 文字目まで、28 行目1 文字目から29 文字目まで、28 行目36 文字目から49 文字目まで、29 行目1 文字目から15 文字目まで、29 行目18 文字目から48 文字目まで、30 行目1 文字目から27 文字目まで、30 行目30 文字目から49 文字目まで、31 行目全て、32 行目1 文字目から7 文字目まで、32 行目10 文字目から47 文字目まで、33 行目から36 行目まで全て、37 行目1 文字目から4 文字目まで、37 行目11 文字目から47 文字目まで、38 行目5 文字目から50 文字目まで、39 行目1 文字目から4 文字目まで、39 行目11 文字目から49 文字目まで、40 行目から43 行目まで全て及び45 行目から49 行目まで全て

	6 ページ	本文のうち、6 行目全て、10 行目 20 文字目から 38 文字目まで、11 行目 3 文字目から 24 文字目まで、11 行目 31 文字目から 40 文字目まで、12 行目 5 文字目から 12 文字目まで、12 行目 34 文字目から 42 文字目まで、13 行目 1 文字目から 7 文字目まで、13 行目 16 文字目から 31 文字目まで及び 14 行目 9 文字目から 42 文字目まで
	7 ページ	本文のうち、1 行目 1 文字目から 10 文字目まで、1 行目 30 文字目から 42 文字目まで、2 行目 1 文字目から 36 文字目まで、3 行目 6 文字目から 42 文字目まで、4 行目から 8 行目まで全て、9 行目 4 文字目から 26 文字目まで、10 行目 13 文字目から 42 文字目まで、11 行目 8 文字目から 18 文字目まで、11 行目 24 文字目から 42 文字目まで、12 行目全て、13 行目 7 文字目から 35 文字目まで、13 行目 38 文字目から 42 文字目まで、14 行目全て、15 行目 1 文字目から 11 文字目まで、15 行目 14 文字目から 42 文字目まで、16 行目全て、17 行目 1 文字目から 35 文字目まで、17 行目 38 文字目から 41 文字目まで、18 行目から 19 行目まで全て、21 行目から 24 行目まで全て、25 行目 1 文字目から 4 文字目まで、25 行目 11 文字目から 41 文字目まで、26 行目 1 文字目から 6 文字目まで、26 行目 11 文字目から 42 文字目まで、27 行目 1 文字目から 18 文字目まで、27 行目 25 文字目から 42 文字目まで及び 28 行目全て
	8 ページ	本文のうち、1 行目から 11 行目まで全て
カ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和 2 年 1 月 20 日。弁護士作成に係る文書を含む。）	4 ページ	「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、14 行目 11 文字目から 45 文字目まで、14 行目 52 文字目から 53 文字目まで、15 行目 1 文字目から 22 文字目まで、15 行目 25 文字目から 36 文字目まで、15 行目 42 文字目から 55 文字目まで、16

		<p>行目 1 文字目から 3 文字目まで、1 6 行目 1 1 文字目から 5 5 文字目まで、1 7 行目 7 文字目から 5 4 文字目まで、1 9 行目 2 6 文字目から 3 8 文字目まで、1 9 行目 4 3 文字目から 5 4 文字目まで、2 0 行目 1 文字目から 2 9 文字目まで、2 0 行目 4 5 文字目から 5 4 文字目まで、2 1 行目 1 文 字目から 1 0 文字目まで、2 1 行目 1 5 文 字目から 5 6 文字目まで、2 2 行目 1 文 字目から 2 0 文字目まで、2 2 行目 2 5 文 字目から 5 5 文字目まで及び 2 3 行目 全 て</p>
	5 ページ	<p>本文のうち、6 行目 1 1 文字目から 3 7 文 字目まで、7 行目 1 文字目から 8 文字目ま で、7 行目 1 5 文字目から 3 7 文字目ま で、8 行目 1 文字目、8 行目 4 文字目から 1 5 文字目まで、8 行目 2 1 文字目から 3 6 文字目まで、9 行目 1 文字目、9 行目 9 文字目から 3 7 文字目まで、1 0 行目 1 文 字目から 1 6 文字目まで、1 0 行目 2 3 文 字目から 3 8 文字目まで、1 1 行目 全 て、 1 3 行目 2 6 文字目から 3 7 文字目まで、 1 4 行目 1 文字目、1 4 行目 6 文字目から 3 7 文字目まで、1 5 行目 1 文字目から 9 文字目まで、1 5 行目 2 5 文字目から 3 7 文字目まで、1 6 行目 1 文字目から 7 文 字目まで、1 6 行目 1 2 文字目から 3 7 文 字目まで、1 7 行目 1 文字目から 3 6 文 字目まで、1 8 行目 4 文字目から 3 7 文 字目まで及び 1 9 行目 全 て</p>
キ 苦情・相談等受理処理 票（受理日 令和 2 年 3 月 6 日。便箋を含む。）	4 ページ	<p>「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、4 4 行目 全 て及び 4 5 行目 1 0 文字目から 2 6 文字目まで</p>
ク 苦情・相談等受理処理 票（受理日 令和 2 年 3 月 1 3 日。弁護士作成に係る 文書を含む。）	3 ページ	<p>「処理内容」欄のうち、1 行目 全 て、2 行 目 1 文字目から 1 9 文字目まで、3 行目 1 3 文字目から 3 1 文字目まで及び 4 行目か ら 8 行目まで 全 て 「指示事項」欄及び「指示者」欄 全 て</p>
	5 ページ	<p>「苦情相談の要旨（追加）」欄のうち、 1 5 行目 全 て、1 7 行目 2 文字目から 1 0 文字目まで、1 7 行目 1 3 文字目から 1 4</p>

		<p>文字目まで、17行目20文字目から46文字目まで、18行目2文字目から7文字目まで、18行目10文字目から52文字目まで、19行目全て、20行目2文字目から7文字目まで、20行目10文字目から51文字目まで、21行目から22行目まで全て、23行目2文字目から7文字目まで、23行目10文字目から51文字目まで、24行目から25行目まで全て、26行目2文字目から7文字目まで、26行目10文字目から35文字目まで、27行目51文字目から55文字目まで、28行目全て、29行目2文字目から12文字目まで、29行目15文字目から44文字目まで、32行目から33行目まで全て、34行目2文字目から5文字目まで、34行目26文字目から35文字目まで、34行目38文字目から39文字目まで、34行目45文字目から55文字目まで、35行目1文字目から39文字目まで、35行目42文字目から56文字目まで、36行目1文字目から9文字目まで、38行目1文字目から4文字目まで、38行目7文字目から9文字目まで、38行目28文字目から42文字目まで、38行目55文字目、39行目から42行目まで全て、44行目から48行目まで全て、49行目1文字目から32文字目まで、49行目45文字目から57文字目まで、50行目1文字目から46文字目まで、50行目51文字目から58文字目まで及び51行目全て</p>
6 ページ		<p>本文のうち、2行目全て、3行目2文字目から10文字目まで、3行目13文字目から14文字目まで、3行目20文字目から34文字目まで、4行目全て、5行目2文字目から7文字目まで、5行目10文字目から35文字目まで、6行目全て、7行目2文字目から7文字目まで、7行目10文字目から35文字目まで、8行目から10行目まで全て、11行目2文字目から7文字目まで、11行目10文字目から35文字目まで、12行目から14行目まで全て、15行目2文字目から7文字目まで及</p>

		び15行目10文字目から35文字目まで
	7ページ	本文のうち、2行目全て、3行目2文字目から12文字目まで、3行目15文字目から33文字目まで、4行目全て、7行目から9行目まで全て、10行目2文字目から5文字目まで、10行目26文字目から34文字目まで、11行目1文字目、11行目4文字目から5文字目まで、11行目11文字目から36文字目まで、12行目1文字目から24文字目まで、12行目27文字目から34文字目まで、13行目1文字目から16文字目まで、16行目1文字目から4文字目まで、16行目7文字目から9文字目まで、16行目28文字目から33文字目まで、17行目1文字目から9文字目まで、17行目22文字目から33文字目まで、18行目から22行目まで全て、24行目から30行目まで全て、31行目1文字目から32文字目まで及び32行目11文字目から35文字目まで
	8ページ	本文のうち、1行目1文字目から34文字目まで、2行目4文字目から36文字目まで及び3行目全て
ケ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和2年3月16日。弁護士作成に係る文書を含む。）	2ページ	「苦情・相談の要旨」欄のうち、2行目40文字目から47文字目まで、3行目1文字目、3行目53文字目から54文字目まで、4行目1文字目から22文字目まで、4行目31文字目から37文字目まで、4行目39文字目から54文字目まで、5行目から6行目まで全て、7行目14文字目から53文字目まで、8行目1文字目から24文字目まで、8行目27文字目から60文字目まで、9行目1文字目から11文字目まで、9行目23文字目から35文字目まで、9行目39文字目から54文字目まで、10行目1文字目から8文字目まで、10行目16文字目から42文字目まで、11行目10文字目から50文字目まで及び12行目から13行目まで全て

	5 ページ	本文のうち、1 行目 1 6 文字目から 2 4 文字目まで、2 行目 3 1 文字目から 4 7 文字目まで、3 行目 1 文字目から 7 文字目まで、3 行目 1 6 文字目から 2 2 文字目まで、4 行目から 6 行目まで全て、7 行目 1 文字目から 9 文字目まで、7 行目 2 3 文字目から 4 8 文字目まで、8 行目 1 文字目から 3 8 文字目まで、8 行目 4 1 文字目から 5 1 文字目まで、9 行目全て、1 0 行目 1 文字目から 1 1 文字目まで、1 0 行目 2 3 文字目から 3 5 文字目まで、1 1 行目から 1 2 行目まで全て、1 3 行目 1 文字目から 1 6 文字目まで、1 3 行目 4 0 文字目から 4 8 文字目まで、1 4 行目全て及び 1 6 行目全て
コ 苦情・相談等受理処理票（受理日 令和 2 年 3 月 1 9 日。便箋を含む。）	2 ページ	「苦情・相談の要旨」欄のうち、1 行目 3 1 文字目から 3 4 文字目まで、1 行目 3 9 文字目から 5 3 文字目まで、2 行目 1 文字目から 3 文字目まで、2 行目 3 3 文字目から 6 4 文字目まで、3 行目 1 文字目から 4 3 文字目まで、3 行目 5 5 文字目から 5 7 文字目まで、4 行目 1 文字目から 2 4 文字目まで及び 4 行目 3 5 文字目から 4 7 文字目まで
	3 ページ	「処理結果の概要」欄のうち、1 行目から 5 行目まで全て

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 3年 1月 14日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 3年 7月 2日 (第253回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 8月 3日 (第254回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 10月 1日 (第255回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 11月 26日 (第256回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 4年 3月 31日 (第258回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 4年 5月 27日 (第259回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 4年 7月 6日 (第260回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 4年 8月 25日 (第261回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 4年 11月 22日	・ 実施機関に対して答申を行った。
令和 5年 1月 17日	・ 実施機関に対して答申の訂正を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほそみ みえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	